

ヘイトスピーチ解消法

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の
推進に関する法律（平成28年6月3日法律第68号）

和歌山県 企画部 国際課

目次

- ヘイトスピーチとは
- 不当な差別的言動の定義
- ヘイトスピーチの問題性
- 和歌山県内の状況
- 相談窓口



ヘイトスピーチとは

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、

日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしていたりするなどの、一方的な内容の言動のこと



不当な差別的言動の定義

◆ 危害を加えようとするもの

「〇〇人は殺せ」「〇〇人を海に投げ入れろ」

◆ 著しく見下すような内容のもの

差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるもの。
隠語や略語、一部を伏字にした発言も含む。

◆ 合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの

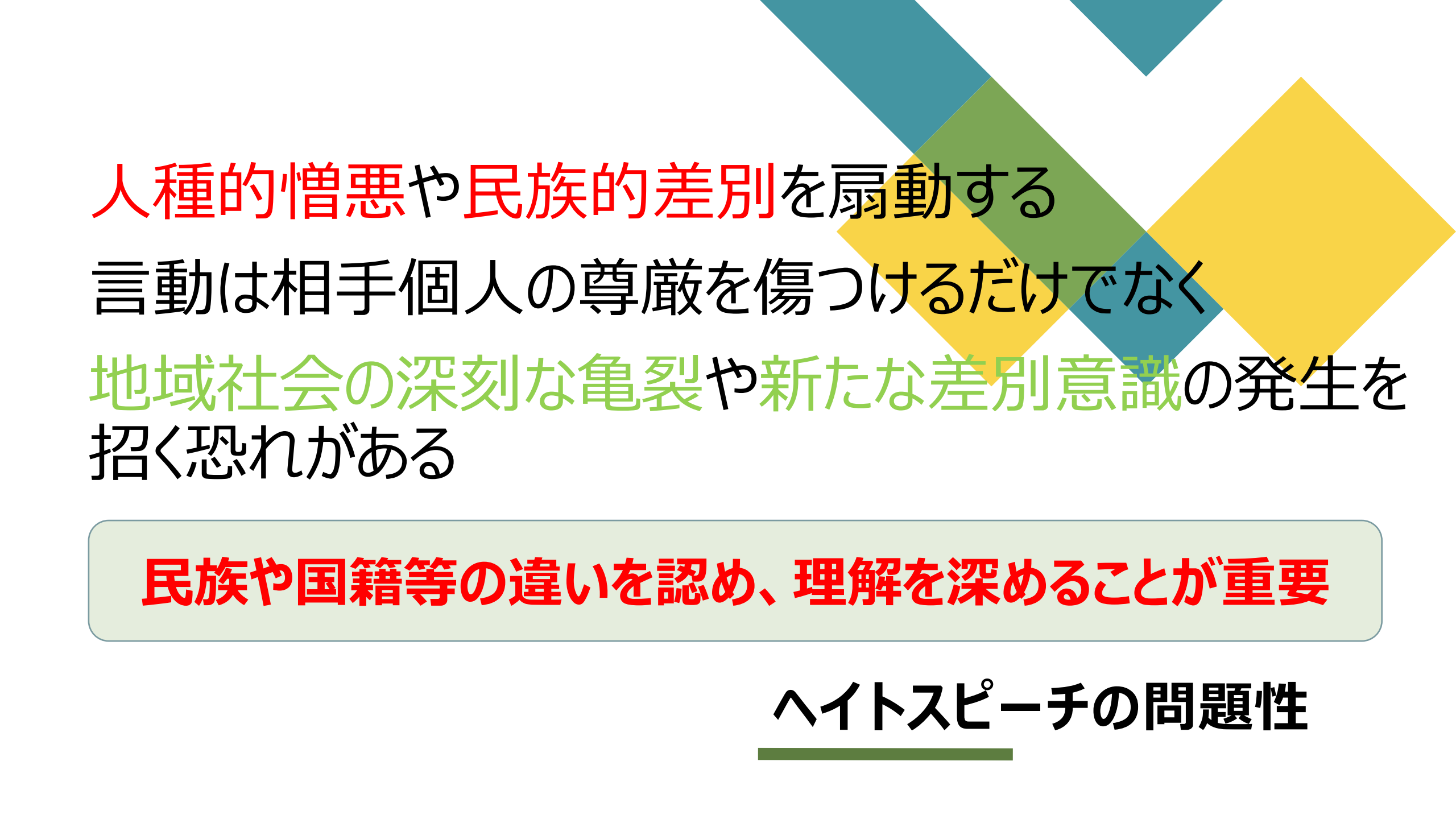
「〇〇人はこの町から出て行け」、「〇〇人は祖国に帰れ」、
「〇〇人は強制送還すべきだ」

（参考）ヘイトスピーチ解消法 前文

我が国においては、近年、**本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動**が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような**不当な差別的言動は許されない**ことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、**国民に周知を図り、その理解と協力**を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。



人種的憎悪や民族的差別を扇動する
言動は相手個人の尊厳を傷つけるだけでなく
地域社会の深刻な亀裂や新たな差別意識の発生を
招く恐れがある

民族や国籍等の違いを認め、理解を深めることが重要

ヘイトスピーチの問題性

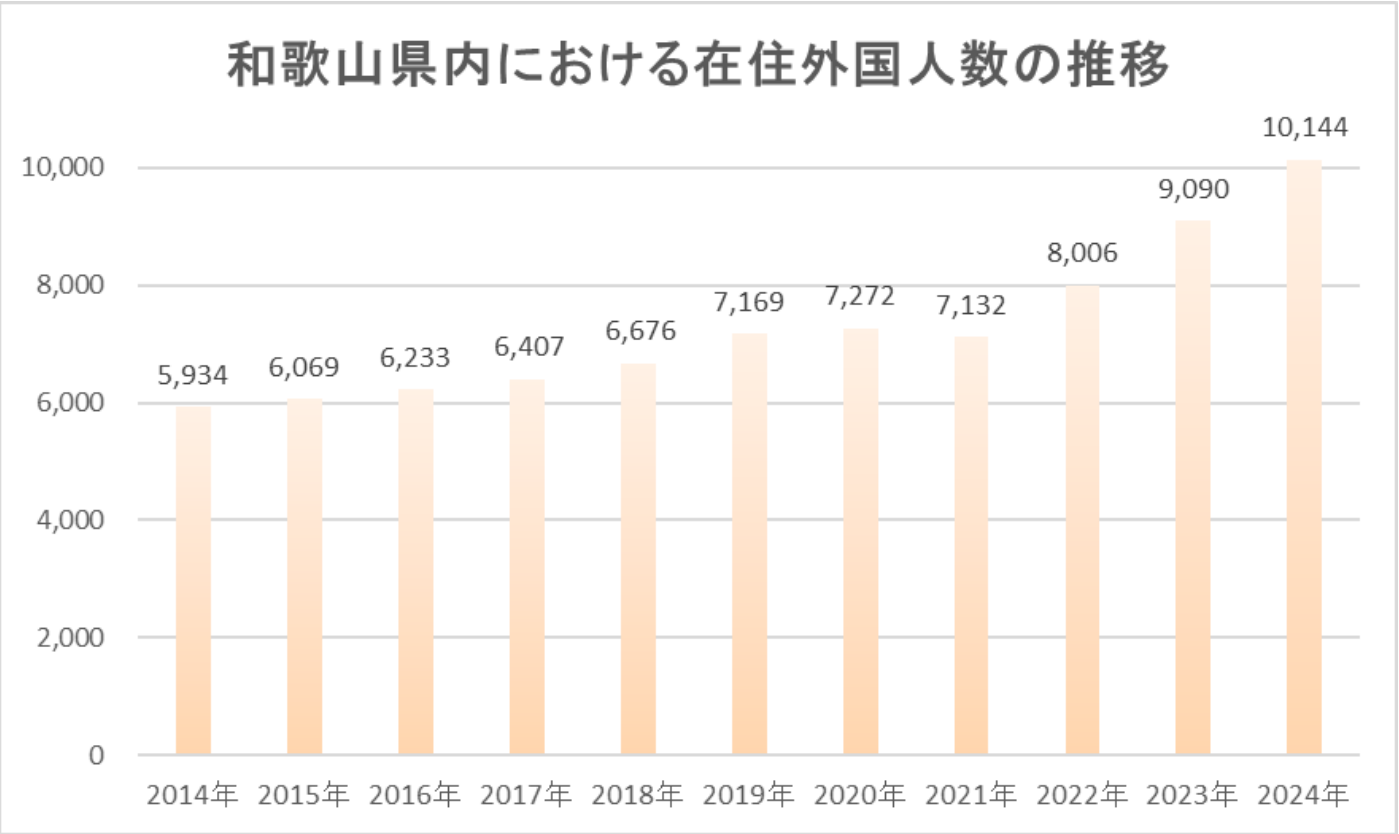
和歌山県内の状況

在住外国人数（人） 法務省調べ

	令和元年	令和 6 年	
			構成比
ベトナム	1,080	2,173	21%
韓国・朝鮮	2,112	1,864	18%
中国	1,460	1,363	13%
フィリピン	734	990	9 %
インドネシア	228	778	7 %
タイ	459	593	6 %
ネパール	57	489	5 %
アメリカ	185	206	2 %
その他	633	2060	19%
合計	7,169	10,144	100%

現在、県内におけるヘイトスピーチ団体の街宣活動等の報告はない。

表立ったヘイト事案がないため、現在のところ、県条例の制定は考えていない。



相談窓口

外国人のための生活相談窓口

◇相談場所 和歌山県国際交流センター（和歌山市手平2-1-2 ビッグ愛 8F）

◇相談日時 10時～16時

日本語・英語 ……水曜日以外の毎日

フィリピン語・中国語…月、木、土曜日

ベトナム語 ……木、日曜日

◇問い合わせ先

TEL 073-435-5240 FAX 073-435-5243

mail wa-world@wixas.or.jp